

議事要旨(1)ASBJショート・ペーパー・シリーズ第2号「概念フレームワークにおける認識規
準」について

関口常勤委員よりASBJショート・ペーパー・シリーズ第2号「概念フレームワークにおける
認識規準」（以下「本ペーパー」という。）について、審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの
回答は主に次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 保証型の製品保証義務が「その他の事象」から生じる義務に区分されているが、当該義務は製品の販売取引に起因するその他の経済的便益の流出に関する義務を表わすものであるため、「取引」から生じる義務に区分されるものとする。このため、「取引」を、対価に将来の不確実性が明示的に反映されているものと、黙示的に反映されているものとに区分したうえで、議論してはどうか。
 - 測定の不確実性が極めて高いため資産又は負債を認識すべきではない状況について、極めて稀な場合としているが、状況に応じて判断するように見直した方がよいのではないか。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 保証型の製品保証義務は「取引」から生じる義務ではなく、偶発事象から生じる義務に該当するものとするため、「その他の事象」から生じる義務に区分する方法で問題ないものとする。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「取引以外の事象」にどのような事象が該当するかは、どのように「取引」を定義するかに関係するため、審議資料における「取引」及び「その他の事象」の用語の説明について工夫してはどうか。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「取引」という用語について、米国会計基準の定義を参照しているが、引用を示すか、又は ASBJ が考える定義案を示してはどうか。
 - 製品保証義務は条件付債務の問題であり、第 1 の事象が製品の販売という「取引」であり、第 2 の事象がその後の不具合の発生という「その他の事象」という整理ができるのではないか。
- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。

- 測定の不確実性が極めて高いため資産又は負債を認識すべきではない状況に関する記載の趣旨が、提案内容に対する例外的な状況に対応することであれば、簡潔に記述した方がよいのではないか。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 概念フレームワークに蓋然性規準を明示することが重要である旨をショート・ペーパーで主張することは、本件を国際的な議論の俎上に載せる観点等から支持する。
 - 測定の不確実性が極めて高い場合、目的適合性のある情報の開示に留めることが有用な場合もあるため、測定の不確実性が極めて高いため資産又は負債を認識すべきではない状況に関する記載を維持すべきと考える。

最後に、本日の意見を踏まえて修正のうえ、本ペーパーを公表すること及び 2015 年 12 月に予定されている会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議に提出することが了承された。

以 上